

# 第3号議案

# 2015年度活動方針（案）

基調（はじめに）

I. 組織の充実・強化と地区労福協活動の活性化

II. 社会的連帶と労福協運動

III. 暮らしの総合支援（ライフサポート）

IV. 公益福祉事業の具体的展開

V. 協同事業、労働者運動の基盤強化

VI. 会議・研修・広報・スポーツ活動



# 2015年度活動方針（案）

## 基調（はじめに）

3.11東日本大震災から4年2ヶ月が経過しましたが、被災地での復興・再生は遅々として進んでいない状況です。今日でも26万7千人を超える人々が仮設住宅などの避難生活を余儀なくされています。また、この間の人口推移は、福島県の8万7千人を超す減少をはじめ、被災県全体で19万6千人（2014.10.1現在）を超す減少数となり大変深刻な状況になっています。

中央労福協は、昨年開催した第6回加盟団体代表者会議（2014.11.28）で、「連帶」「協同」を基本とし、東日本大震災への支援を引き続き進めるとともに、労働組合、協同組合のもつ特性を發揮し、労働者福祉運動を展開することを確認しました。

大分県労福協は、昨年11月に実施した「東日本大震災被災地視察」をはじめとする「東日本を忘れない運動」を2014年度に引き続き具体的に進めていきます。

中央労福協は、2009年開催の第59回定期総会で「労福協の理念と2020年ビジョン」（5つの基本目標：①国民の共感の得られる社会運動と政策②地域に根差した活動・ライフサポート③労働者福祉運動の基盤強化④協同事業の基盤強化⑤労働者福祉のウイングの拡大）を決定し、取り組んできました。

その折り返し点にあたる2014年度は①貧困や多重債務のない社会に向けた取り組み（生活困窮者自立支援制度の構築、生活保護、奨学金問題など）②労働運動、労働者自主福祉運動の連携による共同事業の「利用促進」や「共助拡大」の取り組みを重点課題として運動を展開してきました。

2014年11月28日開催された「第6回加盟団体代表者会議」では、中央労福協は2014～2015年度活動方針の中間総括と課題・補強を行い「連帶・共同でつくる安心・共生の福祉社会」の更なる具現化・実践化を進めるうえで、継続した取り組みの活動を確認してきたところです。

大分県労福協は、「第6回定期総会」において、大分県労福協2020年ビジョンを決定し、その具現化を進めてきました。ビジョンの最重要課題は「利用促進」「共助拡大」であり、これらの運動をつうじて①大分県内の働く者の家族・職場に幸せを創ること②福祉はひとつとういう原点を踏まえた運動をすすめ「働くことを軸とする安心社会の実現」であります。

特に、福祉事業団体とは「ともに運動する主体」として、勤労者の生活向上に向けた「利用促進」を積極的に取り組み、事業の利用拡大を図ります。また、労働組合・福祉事業団体・労福協がさらに連携を図る中、「共助拡大」に向けた取り組みの検討も行っていかなければなりません。

さらには、労働運動・労働者自主福祉運動を継承する人材育成の取り組みも重要であるとの認識のもと、次世代のリーダー育成の取り組みについても強化していきます。

大分県労福協は、2015年度も2020年までの中期ビジョンの運動をさらに進めるべく、具体的な各課題の取り組みの強化を図っていきます。

## ■活動の柱立て

2015年度の活動については、中央労福協及び南部労福協の活動方針を踏まえ、以下6つの項目を中心に取り組みの強化にあたります。

# I. 組織の充実・強化と地区労福協活動の活性化

大分県労福協は、「大分県労福協2020年ビジョン」にある運動の基調と将来像を活動の中心としつつ、さらに、労福協運動の使命と役割を再確認する中、社会的な期待に応えるための運動を展開します。

そのためには、大分県労福協と各会員組織、そして、地区労福協との一層の連携・強化を図り、地域に「形」の見える運動の展開が不可欠であります。

以上を前提に、次の諸課題を取り組んでいきます。

## 1. 構成組織との連携強化

2015年度についても、10月～12月の期間を「生活底上げ・福祉強化キャンペーン」の取り組みとし、連合大分の「STOP THE 格差社会！暮らしの底上げキャンペーン」と連携した取り組みを行います。また、他の事業団体とも連携した取り組みを進めていきます。

- (1) 「連合大分」はじめ、連合大分と加盟産別・単組、地区労福協、そして、福祉事業団体の「九州労働金庫大分県本部」「全労済大分県本部」「大分県総合生協」「大分県生協連合会」「大分県勤労者医療生協」「大分県労働福祉会館」「やすらぎ園」「大分コープ商事」「大分県消費者問題ネットワーク」との日常的な連携・強化が極めて重要であると認識し、常に情報の共有化と諸課題の解決に努めます。
- (2) NPO、諸団体との連携・交流については、大分県労福協の各種事業への呼びかけを行う等、日常的な対応を強めます。

## 2. 地区労福協活動の推進

大分県労福協の下部組織と位置付けている地区労福協は、県内一円での地域労福協運動の中心的任務を担い、常に、地域に顔の見える幅広い活動を展開します。

- (1) 県内8地区労福協は、研修会、スポーツ・レク等、創意・工夫を凝らした各地区の特色が見える運動を展開します。
- (2) 大分県労福協と地区労福協との諸活動の意思統一と取り組みの充実を図るため、地区労福協代表者会議を年4回開催します。
- (3) 大分県労福協は、日常的な連携・強化を図るため、可能な限り各地区労福協関係の諸行事に参加します。

### 3. 大分県労福協歴代理事長（会長）および常勤役員と語る会

これまでの大分県労福協運動の歴史の上にたってのアドバイスと今後の諸活動に対する協力・支援等を頂くために、昨年に引き続き「第2回大分県労福協歴代理事長（会長）および常勤役員と語る会」を開催します。

## II. 社会的連帯と労福協運動

遅々として進まない、東日本大震災の復興・再生をはじめ、依然として続く格差・貧困社会において多重債務・生活保護・奨学金問題、自殺対策等、社会的課題は山積し、深刻な事態が続いています。

2015年4月1日から施行された「生活困窮者自立支援」をはじめとする諸課題は、自治体や社会福祉協議会をはじめとする一部の団体の活動に終わらせるのではなく、あらゆる団体が連帯・連携し、地域でのネットワークづくりを図る中から支援をしていくことが求められています。そのためには、大分県労福協もその役割の一端を担う運動を検討しなければなりません。

大分県労福協は、中央労福協や南部労福協と日常的な連携をとりつつ、2015年10月～12月を「生活底上げ・福祉強化キャンペーン」の取り組み期間とし、労働団体・事業団体をはじめ地域の関係諸団体と連携し、共に運動の具体化を検討します。

### 1. 労働者福祉の拡充を目指す政策・制度要求の展開

政策・制度要求の取り組みは、社会運動の重点課題をはじめ、中小企業労働者の福利改善、子育て支援の促進や介護・高齢者問題対策等を中心に、中央労福協の要請内容を参考にし、福祉事業団体と地区労福協との連携を取り、要求づくりに努めます。

#### (1) 大分県に対する要請行動

「2016年度大分県当初予算に關わる要請行動」については、例年の取り組みを基本に、生活困窮者自立支援・奨学金問題などの課題を各福祉事業団体と連携を図る中で、大分県に対し11月に要請書を提出し、対応の強化を図ります。

また、これまでの継続課題については、その取り組みの前進を期します。

#### (2) 地区労福協の自治体対応

各地区労福協の政策・制度要求の取り組みについては、大分県労福協との連携はもとより、事案によっては、当該の地方議員（連合大分議員懇）への協力要請を行います。

### 2. 多重債務・格差・貧困の是正をめざす取り組みについて

#### (1) 多重債務の取り組みについて

2010年6月18日「改正貸金業法」が実施され、5年が経過しようとしています。この間、消費者金

融5件以上利用の多重債務者は大きく減少しましたが、1～2件利用している債務者は350万人増加し1400万人と推定され、延滞登録者数は419万人とも言われています。また、2012年度の「消費者被害」は985万件、被害額6兆円となっています。

一方、国政では自民党議員を中心に「カジノ法案」との関連で、「貸金業法」を改悪しようという動きも出ています。

大分県労福協は、これまでの運動成果を後退させないためにも、中央労福協・南部労福協と連携した取り組みを進めていきます。

## (2) 格差・貧困の取り組みについて

### ①生活困窮者自立支援の取り組み

2015年4月1日より「生活困窮者自立支援」が全自治体で実施されました。しかしながら、必須事業に比べ任意事業の実施状況は十分とはいえないことや、施行後、期間が経過していないこともあり、自立支援事業の効果を検証できる状況にいたっていません。

大分県労福協は、昨年度「モデル事業（日出町・臼杵市）」等の動向を正しく理解する取り組みや大分県及び各自治体に対し「制度の構築に向けた要請」を行ってきました。

中央労福協の「2015年度生活底上げ・福祉強化キャンペーン（10月～11月）」でも、「生活困窮者自立支援」は重要な課題・取り組みとなっていることから、大分県労福協も中央労福協・南部労福協と連携し、2015年度も制度の充実・強化に向け引き続き取り組んで行きます。

### ②子供の貧困、奨学金問題

子供の貧困対策は待ったなしの喫緊の課題であり、子供の貧困率は16.3%、ひとり親世帯の貧困率は54.6%と極めて深刻な問題となっており、経済的理由により多くの子供たちの教育の機会が失われようとしています。

一方、奨学金問題は、学生の2人に一人が何らかの「奨学金」を利用しておらず、利用した学生たちが社会に出ても就職難や非正規雇用の拡大等により、そのローンの返済に苦しんでおり、返しても返せない状況におかれています。

中央労福協も新しい課題として、その取り組みを強化していく方針であり、大分県労福協も中央・南部労福協と連携した取り組みを進めていきます。

### ■奨学金問題の現状と課題について

（下記内容は、中央労福協2014活動計画から抜粋したものです。）

#### 【奨学金問題への対応】

- (1) 今や2人に一人の大学生が利用している奨学金制度（独法・日本学生支援機構など）は、就職難、非正規労働化が進む中で、大きな社会問題となっています。特に、利用者の多くが貸与制度（有利子の借金）のため、返済困難者が増加し、自己破産、信用事故情報への登録も増大し、その後のカード、ローン利用も困難となり、貧困化への入り口

にもなっています。奨学金問題は、労福協がこれまで取り組んできた多重債務、貧困、司法修習生の問題に共通する社会的不条理が象徴的に現れた課題と言えます。

(2) このため、奨学金制度の改善に向けて、「奨学金問題対策全国会議」などの市民団体や労福協関係団体とも連携し、給付型奨学金の拡大、貸与奨学金の無利子化、延滞金、個人保証の廃止などの制度改善を求めていきます。また、次代を担う労働者及びその家族が多重債務に陥らないよう、諸会議（労組会議、地方労福協会議等）を通じて制度の現状や問題点に関する理解を深め、労働問題を含めた「社会の構造的な問題」としての認識を共有し課題を整理しながら、その改善を求めて社会運動に取り組んでいきます。

### 3. 東日本大震災からの復興・再生に向けて

東日本大震災から4年2カ月が経過しましたが、未だに26万人を超える人々が仮設住宅などの避難生活を余儀なくされ、被災地での復興・再生は遅々として進んでいない状況です。

私たちは、東日本大震災の教訓を風化させないためにも、社会全体が「東日本大震災を忘れない！」運動の継続した取り組みを進めていかねばなりません。

大分県労福協は、2015年度も、労福協各会員・諸団体と連携を強め、参加者を募る中で「第2回東日本大震災被災地視察」を実施します。

また、種々の支援要請等に対しても最大限応える取り組みを行います。

### 4. 受託業務の取り組み

受託事業については、対県要請の回答にもありますように、大分県の消費生活相談業務は、市町村の消費生活相談窓口を支援する業務を除いて大分県が非常勤職員を直接雇用して実施しており、委託はしていない状況にあります。

大分県労福協は、今後、大分県と日常的な情報交換を図るなか、受託業務の取り組みを継続していきます。

## III. 暮らしの総合支援（ライフサポート）

生活困窮者自立支援法の成立を受け、生活困窮者や複合的な課題を抱えた人たちへの支援体制が2015年4月から本格的にスタートしました。

誰もが排除されず、社会とのつながりの中で自立できる支えあいの社会・地域づくりが求められます。

また、大分県労福協は中小企業勤労者福祉サービスセンターをはじめとする関連団体と連携を密にした取り組みを行います。

# 1. ライフサポートセンターの充実・強化

勤労者の暮らしにかかるサポート事業のための4団体合意（連合・中央労福協・労金協会・全労済）により、その目的を実現するために各地域に「ライフサポートセンター」を46道府県119ヶ所に設置し、勤労者の生活相談をはじめとする活動を展開しています。

大分県においても県内2ヶ所にライフサポートセンターを設置（大分地区・別速杵国東地区）、既設センターエリア外をフォローする県センターで電話と面談による「労働・生活・福祉・生きがい」の相談事業を展開しています。

今後、更なるライフサポートセンター相談事業の発展と充実・強化に向けた取り組みを行います。

## (1) 組織の充実・強化

連合大分・福祉事業団体・行政機関との連携強化、弁護士・税理士などの専門家との横の連携、県・地区センターの充実と強化に向けた取り組みを行います。

また、ライフサポートセンターの拡大については、既設センターの活動実態の分析を行い、連合大分ならびに専従者配置の地協の協力体制や財源等を含め、新センター設置の是非について運営委員会で十分に議論を重ね取り組みます。

## (2) 財政の確立

将来を見据えた財源の確保（受託事業等）を検討します。

## (3) 運営委員会・事務局会議

運営委員会・事務局会議を定期的に開催し、諸課題の対応・当面する事業や将来像等について議論を深めていきます。

## (4) 日常相談

相談内容が多種・多様化する中で、早期解決に向けた迅速な対応、細やかな「ワンストップサービス」の改善に努めます。

また、県センターと地区センターとの連携・強化と大分県消費者問題ネットワークをはじめとするNPO団体との連携を構築し（ネットワークづくり）、日常相談の充実・強化を図ります。

## (5) 巡回相談会

ライフサポートセンターを設置している大分地区と別速杵国東地区を一歩踏み出して、この2年間で県内を一巡する相談会（中津市・宇佐市・日田市・豊後大野市・佐伯市）を実施し、一定の成果を得ることができました。

これまでの相談会の効果等を分析し、今後の相談会の取り組みについて運営委員会で検討を行います。

## (6) 福祉事業団体・NPO等との連携

日常相談や相談会を通じて、関連する福祉事業団体やNPO大分県消費者問題ネットワーク・NPO大分県安全衛生センター等と連携を図ります。

#### (7) 広報活動（教宣媒体）

これまでの広報活動で成果が見られたポスティングや新聞折り込みの教宣媒体で効果・効率的な広報活動を行います。

##### ① 日常相談の広報活動（教宣媒体）

- ◇大分県労福協ホームページの掲載内容の充実
- ◇常設用チラシ・リーフレットの作成
- ◇行政（自治体）が発行する広報紙・封筒広告等への掲載
- ◇タウンページへの掲載
- ◇新聞広告等への掲載

##### ② 相談会の広報活動（教宣媒体）

- ◇ポスティングチラシ・新聞折込チラシ・日本郵便タウンプラスの活用

#### (8) 研修活動

##### ① ライフサポートセンター実務者・相談員研修会の開催

ライフサポートセンター事業に従事する役職員のスキルアップと意思疎通を図ることを目的に巡回（集中）相談会の前に研修会を開催します。

##### ② 専門家（弁護士等）とライフサポートセンター実務者の情報交換会の開催

大分県消費者問題ネットワーク弁護団等とライフサポートセンター事業に従事する実務者の情報の共有と意思疎通を図ることを目的に情報交換会を開催します。

## 2. 「中小企業労働者福祉サービスセンター」の取り組み

中小企業労働者の福利厚生は年々厳しくなっている状況を踏まえ、既設の「中小企業労働者福祉サービスセンター（以下、略称：中小SCと称す）」の拡大・強化のため連携を強化していきます。

具体的には、以下の取り組みを行います。

#### (1) 県内3つの「中小SC」との対応

大分県労福協の、県内3つ（北部・東部・大分）の中小SCとの対応については、「おおいた労働者サービスセンター」を窓口に、各サービスセンターとの連携を図ります。

#### (2) 大分県等との対応

「大分県への政策・制度要請（11月予定）」や「中小SC担当者会議」等での対応を強めます。

また、会員拡大にあたっては、大分県（商工労働部：労政福祉課）との連携を図る中で、大分県商工会議所連合会や大分県中小企業団体中央会、そして、県内の関係組織（商工会議所・商工会等）などに、必要に応じた要請行動を実施します。

#### (3) 「中小SC」の拡大

従来より懸案である、未設置地域の「中小SC」の設置に向けた取り組みは国からの補助金が廃止になったことをはじめとする多くの課題があります。

大分県労福協は、当該地域の連合地協、地区労福協等と連携をはかり、各地域から自治体への要請行動を展開するなどの取り組みを積み上げていくこととします。

なお、その取り組みには、連合大分や連合議員懇談会議員をはじめ幅広く支援を求めるなどして、取り組みの強化を図っていきます。

### 3. 介護・子育て支援

日本の人口高齢化問題や人口減少問題を考えるとき、介護や子育て支援サービスのニーズは年々高まっており、その対策は喫緊の課題となっております。

大分県労福協は、中央労福協の介護・子育て支援の対処方針等を踏まえた取り組を行います。

#### (1) 介護関係

介護関係については、例年、福祉事業団体（大分県勤労者医療生協中心）が大分県に対し要請事項を提出しており、2015年度も、従来の取り組みを強めます。

また、医療介護総合推進法等の課題については、勤労者医療生協と連携した取り組を行います。

#### (2) 子育て支援関係

子育て支援については、極めて重要な課題であり、中でも、大分県が平成27年度までに目指している「ファミリーサポートセンター」の全市町村設置を支持した対応を行います。

#### (3) 研修会等への対応

大分県労福協は、大分県などが主催する、介護・子育て支援に関わる「研修会・セミナー等」に積極的に参加し、その理解度を高めます。

### 4. 退職者・高齢者との連携・支援活動

退職者・高齢者の連携については、大分県労福協として、以下の取り組みを中心に行います。

- ① 大分県労福協と大分県退職者団体連合（分退連）との連携・交流を図るため、大分県労福協主催の研修会、講演会、スポーツ大会等への参加呼びかけを行います。
- ② 分退連の幹事会に対し、九州労金、全労済等の福祉事業団体事業についての利用促進と協力を求めていきます。
- ③ ライフサポートセンターの活動内容周知の徹底と積極的な活用について要請します。

### 5. フードバンク活動の促進

東日本大震災以降、日本でも活発化したフードバンク活動については、中央労福協が「セカンドハーベスト・ジャパンの（フードバンク委員会）」に参加し、活動の推進を図っています。全国的には、行政も含めた活動が広がりつつありますが、日本の現状は、年間900万トン（米の生産量に匹敵）に及ぶ、食料が捨てられている実態があると推計されています。

大分県労福協は、中央労福協と連携した取り組みを行います。

## 6. 社会貢献活動の取り組み

ボランティア活動などの社会貢献活動は、食の安全、消費生活の充実、防災、環境問題等と多岐に亘っており、極めて重要となっています。

大分県労福協として、以下の対応を行います。

- (1) 連合大分、分退連、福祉事業団体、行政、市民団体、地区労福協等との連携を図る中で、その具体化に努めます。
- (2) 例年、九州労金大分県本部が実施している「NPO助成制度」については、引き続き大分県労福協として協力・参画します。
- (3) 大分県労福協は「働く人のルールハンドブック（平成27年度版）」を作成し、関係機関（高校、専門学校、支援学校）、組織・団体等に配付します。
- (4) 大分県労福協は、無料相談事業（就労支援）について、関係する職業紹介事業制度の内容や職業紹介の形態等、今後も引き続き検討を行います。

## IV. 公益福祉事業の具体的展開

公益福祉事業については、勤労・県民の期待に応えるための幅広い公益事業を展開するために理事会等で論議を重ねていきます。

### 1. 県民の生活・福祉に寄与する事業

#### (1) 文化講演会

今年度も引き続き著名な講師を招いて2015年度文化講演会を開催します。

- ① 開催時期 2015年11月1日（日）または3日（火・祝日）開催予定
- ② 開催場所 大分市中央町 全労済ソレイユ「カトレア」
- ③ 講師選定 講師を選定中

#### (2) 文化教室

今年度は戦後70年を迎える、当時を振り返る夏休み企画として文化教室『懐かしのシネマ親子上映会』を開催します。

- ① 開催時期 2015年8月2日（日）または9日（日）開催予定
- ② 開催場所 大分市中央町 全労済ソレイユ「アイリス」
- ③ 上映内容 邦画を上映予定

### 2. 食と文化・健康教室（ウォーキング）

地域の食文化・史跡探訪、健康増進活動を目的に、「食と文化・健康教室（ウォーキング）」を2コー

スに設定して開催します。

- ① 開催時期 来春、開催予定
- ② 開催場所 日出町
- ③ 開催時間 10：00～14：00

### 3. 勤労者福祉助成事業の展開

- (1) 勤労者の福祉・生活の向上と社会貢献活動を公益的な目的で実施する団体に対して助成を行います。
- (2) 対象団体は大分県労福協会員団体および地区労福協とします。
- (3) 受付期間は2015年4月から2016年3月までの事業に対して助成をします。
- (4) 具体的な事業内容は、
  - ① 勤労者福祉や社会保障等に関する調査・研究と啓発に関する事業
  - ② 勤労者の福祉の向上に関する事業
  - ③ 教育・文化・環境・消費生活等の分野で講演会・研修会・セミナーの開催等に関する事業
  - ④ その他、大分県労福協の定款に沿った事業
- (5) 助成金額は総額で100万円とします。

総経費の30%で1団体・上限20万円とし、申請内容により一部助成となる場合があります。

- (6) 申請手続きは大分県労福協所定の申請用紙、事業計画書ならびに収支予算書を提出し、理事会の承認を得て手続きを行います。

### 4. 事業委託

大分県労福協は大分県地方自治研究センターと大分県消費者問題ネットワークとの間で『事業委託契約』を締結して5年目となります。前年度に引き続き労福協運動の所期の目的に沿った事業を展開していきます。

#### (1) 大分県地方自治研究センター助成事業

- ① 勤労者の福祉の向上と消費生活に関する講演会（年1回）・研修会の開催
  - ◇講演会（年1回）
  - ◇研修会（年5回）
- ② 社会保障や勤労者福祉等に関する調査・研究と啓発に関する事業
- ③ 国及び地方自治体の勤労者福祉施策等に関する政策・制度の要求事業
- ④ 県内の行財政や生産・消費・教育・福祉等、市民生活全般に関する調査研究

#### (2) 大分県消費者問題ネットワーク助成事業

- ① 集団的消費者被害回復に係る制度の活用ができる団体を目指し取り組みます。
- ② 消費者被害未然防止・拡大防止のための差止請求関係業務を推進します。

- ③ 政策提言活動を進めます。
- ④ 広報活動や消費者団体との連携を強め、消費者団体訴訟制度と大分県消費者問題ネットワークへの理解と支援を広げます。
- ⑤ 消費者教育・啓発活動を行い、消費者被害の未然防止を行います。
  - ◇研修会・講演会・講師派遣等の啓発活動を行います。
  - ◇行政と提携して、相談員育成の教育活動を行います。

## V. 協同事業、労働者運動の基盤強化

中央労福協は、2012年国際協同組合年（IYC）を契機に労働者福祉事業団体（協同組合）の認知度を高め、その社会的役割を發揮する取り組みを展開する中で「労働団体・事業団体連携行動委員会（以下、「行動委員会」）」を設置しました。行動委員会では、「利用促進」と「共助拡大」の2つの課題について、論議し、そのまとめを行ってきました。

大分県労福協は、中央の「論議・まとめ」を踏まえ、2014年度「労働団体・事業団体行動委員会」を設置し、大分県内における「利用促進」「共助拡大」の課題について議論・検討を重ねてきました。

2015年度も「行動委員会」の設置を継続するなか、以下の取り組みを行います。

### 1. 福祉事業団体の利用促進の取り組み

- (1) 2015年度も継続して構成労働組合（産別）への訪問を行い、大会での運動方針化要請行動を実施します。
- (2) 利用促進については、運動方針化要請後、事業団体が構成労働組合（産別）と具体的に協議・検討する中、事業推進が図られるような取り組みを行います。
- (3) 大分県労福協加盟の福祉事業団体全ての利用促進に向けた取り組みを検討します。

### 2. 共助拡大の取り組み

- (1) 会員拡大については、連合大分加盟組織は勿論、他の労働組合組織に対しても対応を強めます。
- (2) 労働組合以外（未組織・NPO等）の組織・団体に対しても、会員入会の取り組みを強化します。
- (3) 共助拡大の観点から、ライフサポートセンターの将来像について検討します。

### 3. 労働者福祉運動を担う人材育成・教育活動

これからの中労福協の労働者自主福祉運動を考える時、次世代の運動を担う人材の育成が重要となります。

- (1) 南部労福協主催の「理念・歴史・リーダー養成講座」をはじめ、各種人材研修（講演会・セミナー等）に参加する体制を確立します。

- (2) 大分県労福協は、労働者自主福祉運動の歴史を学びその運動を継承するため、会員(若年層を中心)を対象とした「リーダー育成研修会」を開催します。

## VI. 会議・研修・広報・スポーツ活動

大分県労福協運動の強化にあたっては、機関会議をはじめ、各種会議の充実が重要となります。また、各種研修会についても、開催時期、参加対象や研修内容を充実する等の検討が必要となります。

尚、広報ならびにスポーツ活動については、引き続き取り組み内容の充実に努めます。

### 1. 各種会議の運営

- (1) 理事会は、組織運営上最も重要な機関と位置づけ、常に内容の充実に努めます。
- (2) 四役会議は、運動の具体化にあたっての基本論議と一定の方向付けを行う場であり、原則、理事会の前段に開催することとします。
- (3) 地区労福協代表者会議は、地区労福協と大分県労福協との意思統一を図る極めて重要な会議であります。よって理事会開催後、年4回開催します。
- (4) その他の大分県労福協主催の会議についても、必要に応じ開催します。
- (5) 中央労福協及び南部労福協の各種会議等にも積極的に出席し、情報収集と相互の意思疎通を図ります。
- (6) 地区労福協、福祉事業団体や分退連が開催する諸会議(総会・研修会等含む)に可能な限り出席し、意見交換や交流を深めます。

### 2. 研修活動

- (1) 大分県労福協は、年1回福祉研修会を開催します。  
尚、構成については、労福協会員及び一般市民を対象とします。
- (2) 会員内外を対象とした「勤労者福祉研修会」、また会員(特に若年層)を対象とした「リーダー育成研修会」を開催します。
- (3) 各種研修会の開催時期や内容等については、2015年度の年間活動計画のなかで提案します。
- (4) 中央労福協主催の「全国研究集会(6月:愛知県春日井市)」「公益法人制度研修会(6~8月:大阪)」及び「ライフサポートセンター実務者・相談員研修会(11月:福岡)」「地方労福協事務担当者研修会(7月:東京)」等に参加します。  
また、南部労福協主催の「理念・歴史・リーダー養成講座」(8月:佐賀市)「南部ブロック研究集会(10月:佐賀市)」「南部ブロック役員視察研集会(11月:未定)」にも参加します。
- (5) 各地区労福協は、創意・工夫を凝らした「各種研修会(学習会)」を可能な限り開催します。

(6) 大分県労福協は、先進地「労福協視察や研修」を必要に応じ検討します。

### 3. 広報活動と情報化

(1) 機関紙「福祉ひろば」を隔月毎に発行（奇数月）し、大分県労福協活動状況及び各福祉事業団体等の活動実態・事業計画等を掲載します。

また、地区労福協の活動内容を可能な限り掲載します。

(2) 新聞広告をはじめ県内市報誌や各種教宣媒体を活用し、大分県労福協事業内容（公益福祉関係含む）の周知の徹底に努めます。

また、ホームページの内容の充実（更新）を行い、広く労福協運動の周知を図ります。

(3) 中央労福協発行（月1回）の「ニュースレター」を活用に努めます。

尚、地区労福協への配布は継続します。

(4) 大分県労福協作成の「労福協ガイド」も、最大限日常的な活用を行います。

### 4. スポーツ（レク）活動

(1) 会員対象としたスポーツ活動については、来春（3月予定）「第44回スポーツ大会」を実施し、県内会員・家族の親睦と交流を深めます。

なお、種目・内容等については、別途検討します。

(2) 各地区労福協も、会員が楽しめる、スポーツ（レク）活動を実施し、親睦を図ります。

